

武雄市キャンプ場の管理運営に関する指定管理者業務仕様書

1. 趣旨

本仕様書は、乳待坊公園及び武雄市眉山キャンプ場(以下「キャンプ場等」という。)の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2. 施設の概要

(1) 名称 乳待坊公園

- ・所在地 武雄市山内町大字宮野1864番地 他
- ・規模等 敷地面積50,334㎡
- ・内訳

<いこいの広場>

広場 約6,500㎡

※木造2階建管理棟(炊事場付き)1棟、トイレ1棟、東屋1棟、パーゴラ1棟、貯水槽、常設テント2基、遊具、駐車場2箇所

<展望台>

展望台 約1,000㎡

※展望台、トイレ1棟、駐車場

<その他>

山林等 約42,834㎡

(2) 名称 武雄市眉山キャンプ場

- ・所在地 武雄市若木町大字本部18625番地2
- ・規模等 敷地面積32,506㎡
- ・内訳

<キャンプ場>

32,506㎡

※テントサイト、木造1階建バンガロー5棟、木造平屋建管理棟1棟、屋外炊事施設、給水施設設備、トイレ1棟、キャンプファイヤー広場

3. 使用期間及び使用時間

(1) 乳待坊公園

通年 ただし、市長が特に必要と認めるときは、臨時休園する場合もあり。
午前8時から午後5時まで ただし、野営行為を除く。

(2) 武雄市眉山キャンプ場

通年 ただし、祝日及び祝前日を除く毎週火曜日、水曜日、木曜日及び12月29日から1月3日までは休場日とする。また、市長が特に必要と認めるときは、臨時休場する場合もあり。なお、キャンプ場内の野焼き作業に必要な期間は休場すること。

※休場日を変更する場合は市と協議すること

ア 宿泊 午後3時から翌日の午前10時まで

イ 休憩 ア以外の時間

4. 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。

5. 管理等に関する基本内容

指定管理者は、キャンプ場等の管理のため、次の業務を行うこと。

(1) キャンプ場等の運営に関する業務

①必要なスタッフの配置

○ 施設全体の管理責任者を1名配置すること

○ スタッフの雇用形態、人数及び勤務形態は、施設の管理運営に支障がないように定めること。

○ スタッフに対して、施設の管理運営に必要な研修を実施すること

②市事業への協力

③自主事業の実施

④キャンプ場等に係わる情報提供、情報発信

⑤サービス向上対策の企画・立案

⑥危機管理に関するマニュアルの作成、体制の確立

(2) キャンプ場等の利用に関する業務

①キャンプ場等の利用申請の受付、許可

②利用料金等の徴収

(3) キャンプ場等の維持及び管理に関する業務

①施設の環境整備、安全点検 清掃、除草等(随時) 遊具の安全点検は月1回以上実施すること

②備品の管理及び貸出し

③施設維持管理用消耗品の購入及び管理

④テントサウナなどキャンプ場等の施設利用時に必要な物品の貸出し、販売

- ⑤武雄市眉山キャンプ場における接続道路の管理（軽微な草木の伐採、転石除去など）及び敷地内の年1回の野焼き
- ⑥その他特に市が指示する事項
- ⑦その他維持管理業務
 - ・事業計画書及び収支予算書の作成・提出
事業計画書及び収支予算書 毎年度当初に提出
次年度に係る事業計画書及び収支予算書 前年度の2月末日まで
 - ・事業報告書及び業務日誌の作成・提出
 - ・監査委員による監査
 - ・利用者満足度調査の実施・結果報告
- ⑧施設利用者に病気・けが等予期しない状態が生じた際の救護等対応
※武雄市眉山キャンプ場における除草作業の一部（年2回）、接続道路の管理の一部及び野焼きについては、菅牟田区への作業依頼（委託料 年額 641,000 円（消費税を含む））を行うこと。

6. 法令等の遵守

キャンプ場等の管理にあつては、本仕様書のほか、次に掲げる法令等に基づかなければならない。

- (1) 地方自治法
- (2) 武雄市乳待坊公園及び神六山公園設置条例
- (3) 武雄市乳待坊公園及び神六山公園設置条例施行規則
- (4) 武雄市眉山キャンプ場設置条例
- (5) 武雄市眉山キャンプ場設置条例施行規則
- (6) 武雄市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例及び施行規則
- (7) 個人情報保護に関する法律
- (8) 武雄市個人情報保護法施行条例
- (9) 武雄市個人情報保護法施行条例施行細則
- (10) その他指定管理業務を行うにあたり遵守すべき法令

なお、契約期間中に法令等の改正があつた場合は改正された内容を遵守すること。

7. 管理運営経費の算出に係る留意事項

- (1) 備品の取得、管理及び帰属
 - ① 市が備え付けている備品は、指定管理者が本管理運営業務を遂行するために使用する場合は無償で使用することができる。
 - ② 経年劣化等による更新に係る費用は、原則として市が別途負担する。
 - ③ 指定管理者が指定管理料により備品（武雄市財務規則第163条）を購入しよう

とする際は、あらかじめ市に協議したうえで承認を受けるものとし、購入した備品は市の所有に帰属する。

- ④ 指定管理者が指定管理料以外をもって備品を購入しようとするときも、あらかじめ市に協議し、承認を受けること。
- ⑤ 指定管理者は、物品管理簿を備えてその保管に係る備品を整理し、異動が生じた場合は市に報告すること。

(2) 修繕、改修等

- ① 管理施設の大規模な修繕、改修等に係る費用については、原則として市が別途負担する。日常の管理運営業務で発生する軽微な修繕等に係る費用については、管理運営経費に計上すること。
- ② 管理施設の修繕等については、原則として、年度内の累計が20万円に達するまでは管理運営経費として指定管理者の責任において実施するものとする。但し、1件5万円以上の修繕工事費については市と協議を行う。
- ③ 修繕等により生じた更新施設は、すべて市に帰属するものとする。

(3) 消耗品

本管理運営業務において必要となる消耗品の購入、更新にかかる費用は、管理運営経費として計上すること。ただし、備品的な使用をする物品等は、別途協議により、市が予算の範囲内で負担することもある。

(4) 賠償費用

指定管理者は、施設管理者賠償責任保険に加入することとし、その保険料を管理運営経費として計上すること。

(5) 税

指定管理者は、会社等の法人にかかる市民税、指定管理者が設置した償却資産に係る固定資産税等の納税義務者となる場合、市と協議のうえ、必要により所要額を管理運営経費に計上すること。

8. 利用料金収入予定額の算出に係る留意事項

- (1) 利用料金は、武雄市乳待坊公園及び神六山公園設置条例及び武雄市眉山キャンプ場設置条例で定める額を上限として、指定管理者が市の承認を得て定める。
- (2) 指定管理者は、武雄市乳待坊公園及び神六山公園設置条例及び武雄市乳待坊公園及び神六山公園設置条例施行規則並びに武雄市眉山キャンプ場設置条例及び武雄市眉山キャンプ場設置条例施行規則の定めるところにより、公益上その他特別の事

由により必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。また、武雄市乳待坊公園及び神六山公園設置条例及び武雄市乳待坊公園及び神六山公園設置条例施行規則並びに武雄市眉山キャンプ場設置条例及び武雄市眉山キャンプ場設置条例施行規則の定めるところにより利用料金を還付することができる。

- (3) 収支計画書における利用料金収入の見積りにあたっては、従前の減免実績を参考に、提案する供用時間や使用方法等から減免予想額を算出し、利用料金収入予定額に反映すること。

9. 管理が困難となった場合の措置

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、適切な施設の管理が困難となったと認められる場合、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、施設の管理が困難と認められる場合は、市は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

なお、この場合、市に生じた損害は指定管理者が市に賠償しなければならない。

- (2) 不可抗力その他、市又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により、適切な施設の管理が困難となった場合、市と指定管理者は、管理の継続の可否について協議を行うものとする。

なお、協議の結果、当該指定管理者による適切な施設の管理が困難と市が判断した場合は、市は指定管理者の指定を取り消すことができるものとする。

10. 協定の締結

市と指定管理者は、業務を実施するうえで必要となる事項について協議を行い、これに基づき、別途年度ごとに実施協定書を締結する。

11. 留意事項

指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、施設の管理に関して定めのない事項又は疑義が生じた場合には、市と協議のうえ決定するものとする。

12. その他

(1) 関係機関との連絡調整業務

市が出席を要請した会議等へ出席し、地域や関係機関と密接に連携すること。

(2) 指定期間終了時に当たっての引継業務

指定管理者は、指定時及び指定期間終了時に、次期指定管理者が円滑に本施設の業務を遂行できるよう引継ぐこと。